

令和 8 年度堺市産業 DX 支援事業委託業務 仕様書

この仕様書は、委託者 公益財団法人堺市産業振興センター（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）で契約を締結する「令和 8 年度堺市産業 DX 支援事業委託業務（以下「本業務」という。）」等について定めるものである。

1. 委託業務名

令和 8 年度堺市産業 DX 支援事業委託業務

2. 履行場所

公益財団法人堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町 183-5）他

3. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4. 支援対象者

既存事業の新たな価値創造や新規ビジネスの立ち上げ、経営にかかる各業務効率化のため
に新たなデジタル技術や自動化技術の活用を考えている堺市内の中小企業等とする。

5. 業務内容と実施方法

(1) 個別相談・コンサルティング支援の実施

① 実施時期

通年。中小企業等から支援の申込があった際に随時実施

② 実施方法

相談企業の所在地や当センター（堺市北区長曾根町 183-5）等での面談、オンライン面
談等

※個別相談・コンサルティング支援の申込受付及び管理は甲が行う。

③ 体制

販路拡大や業務プロセスの効率化に資するデジタル化や自動化といった、各種相談
テーマに対し、適切にアドバイスができる専門性及び経験を有する専門家を配置する
こと（各分野の専門家 5～6 人程度を想定）

④ 想定件数 80～100 回程度（企業数：40～50 社程度）

（参考）過去の実績 令和 5 年度：54 回（34 社）、令和 6 年度：92 回（42 社）

⑤ 成果物

・実施計画書

・支援報告書及び総括報告書

・その他甲が指示するもの

※支援内容や進捗によって、一部の成果物の提出を求める場合がある。

(2) 提案書（ロードマップ）の作成

① 実施時期

通年。（1）の支援を実施した企業等に対し、必要に応じ隨時作成

② 主な記載内容

A) 現状の課題（ボトルネック）

B) 課題解決に資する方向性及び推奨システム

※システム導入の概算費用、投資効果、支援企業の規模等に適したシステムや機器、仕様の提案を複数提示すること

※システムの仕様と併せてメリット、デメリットを記載すること

C) システム導入の全体工程及び各工程における注意点

D) システム導入による経営効果（定量的及び定性的）

E) システム導入コストを提示

F) 導入スケジュール

③ 成果物

・システム導入までの提案書（ロードマップ）及び成果物作成報告書

・その他甲が指示するもの

(3) ベンダー企業とのマッチング及びその後の伴走支援

① 実施時期

通年。（1）の支援を実施した企業等から希望があった際に隨時実施

② 実施方法

・（2）で作成した提案書（ロードマップ）をベースに、最適なベンダー企業とマッチング

・ベンダー企業との協働によるシステム導入の伴走支援

・導入システムの中長期の応用展開の視点でサポートを実施

※ただし、具体的な契約内容や金額等の取り決めについては、支援を実施した企業とベンダー企業間で行うものとし、甲及び乙は介入しないこととする。

(4) デジタル化推進に関するセミナー、見学会等の開催

① 実施回数

年間2回程度（1回あたり2～3時間程度）

※開催時期等については、甲と協議し決定することとする。

② 実施方法

会場でのリアル開催、オンライン開催、リアルとオンラインを併用したハイブリット開催のいずれかとし、甲と協議し決定することとする。

③ 成果物

・企画書

・配布用資料

・その他甲が指示するもの

④ 役割及び経費の分担

業務内容	分担	
	甲	乙
セミナー、見学会等のテーマ、企画の提案 (※乙は内容について事前に甲の承認を得ること。)		○
教材及び資料等の作成 (※乙は内容について事前に甲の承認を得ること。)		○
講師や登壇者等にかかる手配及び費用の支払い (※講師や登壇者等に事前に取材する場合を含む。)		○
会場及び備品等の手配	○	
広報物の作成及び発信等 (※乙は甲の広報活動に協力すること。)	○	△
申込受付、参加者情報の管理等	○	
参加者に対するアンケート調査	○	
セミナー等を有意義に展開する上で対応が必要な事項の検討	○	○
上記以外の業務内容については、甲・乙間で双方協議して定める。		

6. 特記事項

- ・本業務は、契約書・仕様書・質問回答書に基づき履行するものとする。
- ・本業務で作成した著作物は、甲に帰属する。
- ・乙はこの契約に関して業務上知り得た事項を漏らしてはいけない。
- ・本仕様書等に定めのない事項については、甲・乙間で双方協議して定めるものとする。